

対象診療所と適合基準

区 分	適合基準
居宅等における医療の提供のために必要な診療所	診療報酬上の在宅療養支援診療所。ただし、診療所を新設する場合には、診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に適合すると審議会が認めるもの。
へき地に設置される診療所	青森県内の無医地区又は無医地区に準ずる地区に設置するもの。
小児医療の推進に必要な診療所	小児科又は小児外科を標榜しているもの。
周産期医療の推進に必要な診療所	次のいずれにも該当するもの。 1 産科又は産婦人科を標榜していること。 2 実際に分娩を扱うこと。

()「無医地区」「無医地区に準ずる地区」は、直近の「青森県へき地医療支援計画」に定める「無医地区」及び「無医地区に準ずる地区」であること。